

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 7 定期監査	学校教育課	<p>契約保証金に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>水泳運動指導業務委託(10件)、メタバースを活用したオンライン不登校支援業務委託及び郷土芸能記録映像制作業務委託の契約について、契約保証金を免除することができる基準を相手方が満たしているかの審査が十分でないままに契約保証金を免除していた。 春日井市契約規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	水泳運動指導業務委託(10件)及びメタバースを活用したオンライン不登校支援業務委託について、春日井市契約規則第34条第8号を適用できる旨を確認し、契約書記載内容を訂正しました。契約保証金の納付の免除について十分に理解できていなかったため、今後は、同規則に基づいた適正な契約事務となるよう、所属職員に周知しました。	措置済
2	R 7 定期監査	学校教育課	<p>備品出納に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>取得(フェンス2台)、廃棄(ガスファンヒーター2台)した備品について、備品出納簿に受け入れ、払い出しの記録がなされていなかった。 春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	備品出納簿に受け入れ及び払い出しを記録しました。備品出納簿への記録が適切に行われていなかったため、今後は、備品を取得又は廃棄した際には、備品出納簿に記録することを所属職員に周知しました。	措置済
3	R 7 定期監査	文化財課	<p>契約保証金に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>水泳運動指導業務委託(10件)、メタバースを活用したオンライン不登校支援業務委託及び郷土芸能記録映像制作業務委託の契約について、契約保証金を免除することができる基準を相手方が満たしているかの審査が十分でないままに契約保証金を免除していた。 春日井市契約規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	郷土芸能記録映像制作業務委託の契約については、契約保証金を免除することができる基準を満たしているかを審査するにあたり、該当条項について誤った認識をしていたことから、契約保証金を免除していました。 措置として、契約保証金に関する事務について、適正に処理をするように職員に指示徹底しました。 今後は、春日井市契約規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。	措置済
4	R 7 定期監査	野外教育センター	<p>現金の取扱いが適切でなかったもの</p> <p>少年自然の家使用料等について、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていないものが散見された。 現金の収納に当たっては、春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	職員には改めて春日井市会計規則に基づく適正な事務処理を行うように周知徹底しました。 また、払込事務の流れを全職員が理解し、同規則に基づき払込事務担当者が確実に翌日までに払い込みを行えるように支援体制を整えました。	措置済